平成２１年（フ）第１５５８５号
東京都西東京市保谷町６丁目10―10―303
債務者　山下　一典
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５８７号
東京都足立区六月３丁目４―12―201
債務者　高野　和子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９２号
東京都大田区東六郷１丁目16―17―202
債務者　山口　隆子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９７号
千葉県松戸市千駄堀1790―２―126―202
債務者　増田早百合
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９９号
東京都足立区東伊興１丁目３―17―102
債務者　平田　笑子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６０６号
東京都江東区木場３丁目６―23
債務者　櫻井　一弘
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６０７号
東京都品川区大井５丁目５―12
債務者　金尾恵里子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１５号
東京都足立区綾瀬３丁目14―17―203
債務者　酒井みゑ子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１６号
東京都荒川区南千住１丁目25―２
債務者　石川　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１９号
東京都東久留米市学園町２丁目16―20―208
債務者　濱本美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２０号
埼玉県所沢市北所沢町2259―６―101
債務者　勝目ゆり子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３３号
埼玉県新座市野寺３丁目３―３
債務者　大出　昭治
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６４０号
埼玉県川口市大字芝5197―50
債務者　稲留　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６４１号
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷971―５
債務者　尾崎　和恵
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６４３号
千葉県佐倉市王子台１丁目13―６―102
債務者　山本　隆博
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６４４号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野946―５
債務者　清水　マキ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部